

所得の計算方法について（令和7年8月以降）

所得制限額（A） > 対象所得額（B）－対象控除額（C）となれば申請が可能です。

• 所得制限額（A）

	所得制限額	
扶養人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円

以下に該当する場合、所得制限額に加算することができます。

★本人

- ・老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき10万円
- ・特定扶養親族（19歳以上23歳未満※） 1人につき25万円
- ・控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満※） 1人につき25万円

※年齢の算定基準日：所得判定年の12月31日
（例）令和6年中の所得 → 令和6年12月31日現在の年齢

★配偶者及び扶養義務者（扶養親族が2人以上に限る）

- ・扶養親族に老人扶養親族がいる場合 1人につき6万円

※扶養親族が老人扶養親族のみの場合、2人目から6万円

※毎年8月1日に所得判定年度が切り替わります。

• 対象所得額（B） 以下の所得の合計金額が、対象所得額です。

総所得額※ + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 土地等に係る事業所得等の金額
+ 長期譲渡所得（特別控除後）の金額 + 短期譲渡所得（特別控除後）の金額
+ 商品先物取引に係る雑所得等の金額
※給与所得または公的年金所得を得ている方の場合、その合計金額から一律10万円が更に控除されます。

• 対象控除額（C）

控除内容	控除額	本人所得	扶養義務者所得 (20歳未満の場合)
障害者控除（本人）	270,000円	控除なし（所得制限額に組み込んでいるため）	控除可
特別障害者控除（本人）	400,000円		
障害者控除（家族）	270,000円	控除可	
特別障害者控除（家族）	400,000円		
寡婦控除	270,000円		
ひとり親控除	350,000円		
勤労学生控除	270,000円		
配偶者特別控除	控除額に相当する額		
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金			
雑損控除			
医療費控除			